

参考資料 5

○久喜市空き家等の適正管理に関する条例

平成25年3月26日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること。

イ 建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に損害を及ぼすおそれのあること。

ウ 不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのあること。

エ 敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝又は除草が必要な状態であり、周囲への生活環境を害するおそれのあること。

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(助言)

第4条 市長は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、所有者等に対し、当該空き家等の適正な管理のために必要な助言をすることができる。

(情報提供)

第5条 市民は、第3条の規定による適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供することができる。

(調査等)

第6条 市長は、第3条に規定する適正な管理が行われていない空き家等があると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の実態について調査を行うものとする。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、当該空き家等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をし、若しくは報告を求めさせることができる。

3 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の規定による調査により、管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導を行うことができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、空き家等の所有者等が、正当な理由なく前条第2項の規定による勧告に係る措置をとらなかったとき又は勧告を受けた後も空き家等が著しく

管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(警察署その他の関係機関との連携)

第10条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。